

～空き家等売りたい・貸したい方（空き家等の所有者等）へ～



空き家等バンク制度利用のしかたをお知らせします！

○空き家等バンクに物件登録できる人は？

町内に空き家又は空き店舗を所有している人です。

ただし・・・物件所有者が意思疎通できない場合や物件の相続が済んでいない場合など、物件登録できない場合がありますので予めご了承ください。

手続きの流れ（仲介業者を介した場合）

1 物件の登録申込（所有者等 ⇒ 町）

空き家等バンクに物件（空き家・空き店舗）を登録したい方は、「空き家等バンク物件登録申込書」と「空き家等バンク物件登録カード」を町に提出します。

★町と協定を結んでいる仲介業者の中から、希望する業者を選択していただきます。ご本人が業者を選べない場合は、町が仲介業者を指定します。

2 物件の調査依頼（町 ⇒ 仲介業者）

町は、所有者等から提出された情報を仲介業者に提供し、物件の調査を依頼します。

3 仲介契約の締結・物件調査（所有者等 ⇄ 仲介業者）

所有者等は、仲介業者と仲介契約を締結します。

仲介契約締結後、仲介業者が、物件の調査を行います。

★仲介契約には、宅地宅建取引業法に定められた手数料が発生します。

4 物件情報の提供（仲介業者 ⇒ 町）

仲介業者は、物件調査の結果（物件概要、間取り図、物件画像）を町に提供します。

★調査の結果により、仲介業者が、物件登録できないと判断する場合があります。

5 物件情報の登録（町）

町は、仲介業者から提供を受けた情報を町のホームページ等で公開します。

★所有者等の住所、氏名等の個人情報とは公開しません。

★空き家等バンクでの物件情報の登録期間は、登録時より3年間（延長可）です。

6 物件交渉・契約（仲介業者・物件登録者・利用希望者）

所有者等と利用希望者は、仲介業者を介して、購入等希望者との交渉を行います。

7 結果報告（仲介業者 ⇒ 町）

仲介業者は、交渉の結果を町に報告します。

留意事項

- 町は、相談の受付・仲介業者への調査依頼・物件情報の登録は行いますが、物件の交渉等には一切関与しません。
- 仲介業者を介さずに物件登録を行うこともできますが、登録物件の売買契約や賃貸借契約のトラブルを避けるため、町では、仲介業者を介した登録をお勧めしています。（仲介業者を介さない場合の手続きについては、町へお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】

青森県野辺地町企画財政課 企画政策担当

・TEL：0175-64-2111

・Mail：noheji_ijyu@town.noheji.lg.jp